

【 測量・建設コンサルタント等業務 】

市貝町一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請要領

市貝町が発注する測量・建設コンサルタント等業務の一般競争または指名競争入札に参加希望する方は、次の要領により申請してください。

1 入札参加資格申請の要件

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査の申請をすることができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者
- (3) 営業に関し、法律上必要とする資格を有しない者
- (4) 入札参加資格審査申請の審査基準日の直前2年間の各営業年度において、希望業種ごとの営業売上高のない者
- (5) 税金に未納がある者

2 資格の有効期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(2025年4月1日から2027年3月31日まで)

3 受付期間

県内業者・県外業者ともに

令和6年10月1日（火）～令和6年10月18日（金）

※受付期間については、栃木県の取扱いと同期間とします。

4 申請方法

「栃木県電子申請システム」による電子申請後、申請書類等を郵送ください。

※本町の入札参加資格の定期申請については、栃木県と県内市町で共同受付制度を導入し、申請窓口を一本化しています。共同受付の制度上、栃木県への申請は必須となり、市貝町のみ申請を行うことはできません。

※申請方法の詳細は、栃木県作成の「建設工事令和7・8年度入札参加資格審査
定期申請の手引き」をご覧ください。

5 測量・建設コンサルタント等の業務区分は次の表のとおりです。

業務内容

業 務 区 分	業 務 の 内 容
イ 測量	土地に関する測量及び地図の調整並びに測量用写真の請負又は委託を行う業務
ロ 建築関係 建設コンサルタント	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言をする

ハ 土木関係 建設コンサルタント	ことの請負又は委託を行う業務
ニ 地質調査	地質又は土質について調査し、及び計測し並びに解析し及び判定することにより土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの請負又は委託を行う業務
ホ 補償関係 コンサルタント	土木建築に関する工事に必要な物件、権利の調査、資料収集及び事業関係調査並びに登記手続き関係業務又はこれらに付随する業務を行うことの請負又は委託を行う業務
ヘ その他	河川敷等の草刈り及び側溝等の清掃の請負又は委託を行う業務並びに町長が適当であると認めた業務

6 申請手続きにおける留意事項

(1) 委任状

市貝町発注工事の入札及び契約締結等についての権限を、支店あるいは営業所等の長（建設業法施行令第3条に規定する使用人）に年間を通じて委任する場合は、必ず提出してください。

①委任状の右上の日付は、持参する場合は提出日、郵送の場合は発送日を記入してください。

②所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「代表者印」及び「受任者印」を忘れずに押印してください。

③委任事項の欄は、該当する委任項目の数字に○を付け、1～5以外の委任事項がある場合には、6に○を付けて（ ）内に委任する事項を記入してください。

(2) 証明書等は、申請書提出時における最新のもの（証明書は写し可）を提出してください。※行政書士の委任状を除く

(3) 提出書類に不備があった場合は、再提出していただく場合があります。

7 提出書類

(1) 市貝町作成の「提出書類一覧及び要領」及び栃木県作成の「測量・建設コンサルタント等令和7・8年度入札参加資格審査定期申請の手引き」を参照し、必要な提出書類等を確認してください。

8 提出部数

1 部

9 共同受付窓口及び郵送先

〒320-8501

栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

栃木県 県土整備部 監理課 建設業担当

TEL 028-623-2390、2391

※共通書類及び市貝町用の書類は、共に共同受付窓口への郵送ください。町では受付いたしません。

※栃木県電子申請システムの操作等に関することの問い合わせはこちらになります。

10. 問い合わせ先

〒321-3493

栃木県芳賀郡市貝町大字市埴 1280番地

市貝町 総務課 庶務係 管財担当

TEL 0285-68-1111 FAX 0285-68-3227

メール kanzai01@town.ichikai.tochigi.jp

11. 入札参加資格認定後の注意事項

(1) 変更届

下表の変更が生じた場合は、「一般競争（指名競争）入札参加資格申請書記載事項変更届（建設工事）」（様式3）に次の書類を添付して市貝町総務課に1部提出（持参又は郵送）してください。

なお、控えの交付を希望する場合には、変更届の提出に併せ、その写しを提出してください。（郵送の場合は、併せて返信用の切手を貼付した封筒を同封してください。）

変更届の用紙は、市貝町のホームページの申請書ダウンロードサービスからダウンロードしたものを使用してください。

（市貝町ホームページアドレス <http://www.town.ichikai.tochigi.jp>）

変 更 事 項		添 付 書 類	提 出 期 限	部数
本 社 に 関すること	・ 商号（名称） ・ 代表者の役職、氏名 ・ 所在地	商業登記簿謄本（写し可） （建設業許可の変更届出書の副本の写しでも可）	事実の発生したときから、2週間以内（登記を必要とする変更については、登記完了後2週間以内）	1 部
	・ 電話番号 ・ F A X 番号	無し		
	・ 建設業許可に関すること 許可番号（許可換等）	許可通知書の写し		

受任者に関する こと	・受任者の役職、氏名 ・営業所の名称 ・営業所の所在地	契約等に関する委任状 (営業所が登記済であれば商業登記簿の写し)		
	・営業所の電話番号 ・営業所のFAX番号	無し		

※ 次の変更については、変更届の提出は不要です。

- ・許可番号・・・更新に伴う変更
- ・許可業種・・・事業追加及び般特の変更
- ・届出印鑑・・・代表者・受任者とも
- ・建設業災害防止協会への新規加入
- ・ISOの新規登録/更新登録

◎「変更届」の記載について

入札参加資格取得後、資格有効期間内に商号や代表者氏名、所在地等に変更が生じた場合は、変更届が必要になります。各項目については、変更した項目のみ記載してください。変更届の用紙は、市貝町ホームページアドレスからダウンロードしたものをお使いください。

(2) 辞退届

建設業を廃業したとき、その他の理由により資格を辞退する場合には、一般競争（指名競争）入札参加資格辞退届（建設工事）を提出してください。（様式4）

(3) 組織変更等

次の場合の取り扱いについては、市貝町役場総務課庶務係（0285-68-1111）へお問い合わせください。

- ・会社合併・会社分割・営業譲渡を行うとき
- ・会社更生法・民事再生法に基づく手続き開始の決定を受けたとき